

児発・放デイ | 人員配置加算

児童指導員等加配 加算の要件整理

ROOTS

児発・放デイの運営ソフト | 株式会社INU
rootshub.jp



四つのゲートを通過した月・サービスだけを候補にする

ゲート	確認すること	主な証拠
基準配置	管理者・児発管等を含む、基本報酬に必要な全職種・員数を満たす	勤務形態一覧表・基準人員計算
加配配置	基準配置に加え、対象区分の職員を常勤専従又は常勤換算で1.0以上配置	雇用契約・シフト・勤怠実績
区分	職種、経験、配置形態、サービス、利用定員の枝を確定	資格・任用・経験証明・単位数表
届出・請求	受理済み体制届、国保連台帳、対象月設定、請求コードが一致	受付証跡・台帳スナップショット

一つでも不明なら「加配あり」と推測せず、請求・CSV生成を停止します。本資料は指定児童発達支援・指定放課後等デイサービスを対象とし、共生型・基準該当・訪問系へ一律に横展開しません。

専門的支援体制を含む「必要人員」の外側に、さらに加える



代表例 | 同じ職員・同じ勤務時間を、専門的支援体制の必要配置と本加算の「さらに1.0」に二重計上しません。先に必要人員を確定し、残る配置だけを加配として数えます。

基準人員は単純な人数ではなく、サービス提供時間帯、職種、常勤換算、兼務の扱いを含みます。令和8年の人員欠如減算の特例適用中でも本加算が自動的に認められるわけではありません。専門的支援実施加算も児童別の計画・同意・実施・記録による別判定で、体制配置だけから推測しません。

職種・経験・配置形態で区分し、定員枝は単位数表で選ぶ

配置区分	必要な配置	追加の証拠
児童指導員等 常勤専従・経験5年以上	対象者1名以上を常勤専従	常勤・専従と経験区分
児童指導員等 常勤専従・経験5年未満	対象者1名以上を常勤専従	常勤・専従と経験区分
児童指導員等 常勤換算・経験5年以上	対象時間の合計が常勤換算1.0以上	勤務時間配賦と経験区分
児童指導員等 常勤換算・経験5年未満	対象時間の合計が常勤換算1.0以上	勤務時間配賦と経験区分
その他の従業者	対象時間の合計が常勤換算1.0以上	職務内容と勤務時間配賦

児童指導員等には児童指導員・保育士・PT/OT/ST・特別支援学校免許取得者等が含まれます。該当職種と単位数は、対象月の告示・単位数表によるものとし、名称だけで推測しません。

複数人を合算できても、混在する場合は低い区分で判定する

代表例 A

1 経験5年以上

加配へ割り当てた常勤換算 0.5

2 経験5年未満

加配へ割り当てた常勤換算 0.5

3 合計

1.0を満たすが、経験5年未満の常勤換算区分

代表例 B

1 児童指導員等

加配へ割り当てた常勤換算 0.5

2 その他従業者

加配へ割り当てた常勤換算 0.5

3 合計

1.0を満たすが、その他従業者の区分

常勤換算の代表計算 | 週40時間が常勤所定時間の事業所で、対象時間A 24時間+B 16時間なら 1.0。A 20時間+B 12時間なら 0.8のため停止します。

常勤所定時間(32時間未満なら原則32時間。法定短時間勤務等は例外)を分母とし、各人の算入上限を守ります。基準配置・他サービス・他加算と二重計上せず、勤務表上で本加算の対象職務として明確な時間を算入。事務だけの配置は不可です。

経験証明と「専従」を、職員ごとに別判定する

経験5年の証明

- 児童福祉法の事業に加え、幼稚園・特別支援学校等の対象経験を確認
- 雇用形態や1日の勤務時間は問わず、1年あたり180日以上を目安に確認
- 資格取得・その職種への配置より前の対象経験も算入可能
- 実務経験証明を基本とし、困難時は雇用契約・給与明細・勤務表等で信頼性を確保

常勤専従の証明

- 事業所の常勤所定時間に達している
- サービス提供時間帯に当該事業以外の職務へ従事しない
- 管理者と児童指導員の兼務者は本加算の「専従」にならない
- 事務作業だけでなく、直接支援・家族支援にあたる体制がある

経験判定の使い回し禁止 | 本加配は資格取得・配置前の対象経験や特別支援学校・学級、通級等の教育経験も含み得ます。一方、専門的支援体制の保育士・児童指導員の5年は、資格取得・任用後の児童福祉事業（幼稚園を含む）の経験で確認し、特別支援学校・学級、通級は含めません。

兼務・休暇・異動があれば、月次スナップショットを作り直す

事象	扱い	確認する証拠
児発+放デイの一体運営	両事業を通じ本加算の職務だけに従事する同一職員は専従になり得る	多機能特例・時間帯別勤務
通所+訪問系/障害福祉	同一職員の兼務は常勤専従区分にしない	訪問記録・サービス別配賦
常勤加配者の病欠・有休	直ちに不充足とはしないが、欠勤等が1月以上続けば配置要件を満たさない	休暇簿・勤怠・代替配置
機能訓練のない時間	基準配置に使わない時間は、要件を満たせば加配の常勤換算へ含め得る	時間帯別の職務・勤務実績
採用・退職・区分変更	喪失は事実発生日から停止・速やかに届出。増算は15日以前の届出なら翌月、16日以降なら翌々月	辞令・資格・経験・変更届

`declaration`(受理済み区分)、`monthly\_condition`(当月の実配置・常勤換算)、`event\_fact`(休暇・兼務・異動・実際の利用・提供日)を上書きせず別々に保存します。予定・欠席だけを算定日にしません。

一次資料と最終確認先

配置区分は現行告示・留意事項、経験・兼務・休暇の境界は公式Q&A、コードと定員枝は対象月の単位数表で確認します。

厚生労働省法令等データベース | 児童福祉法に基づく指定通所支援等の費用の額の算定に関する基準 (現行統合)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2680&dataType=0&pageNo=2

確認日: 2026-08-15

こども家庭庁 | 障害福祉サービス等報酬(障害児支援)Q&A一覧(加配加算 問10～13、問23～25等)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/32675809-3f98-486b-9c03-efc695ede0bb/db1c84db/20240611_policies_shougaijishien_shisaku_05.pdf

確認日: 2026-08-15

厚生労働省 | 報酬算定構造・サービスコード表等(令和8年6月施行分)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00022.html

確認日: 2026-08-15

こども家庭庁 | 障害児通所給付費等の算定に関する留意事項(令和8年3月31日最終改正・改正後全文)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2c5e1bb4-ee80-462b-992f-06f0d8c9b774/4aacbf83/20260402_policies_shougaijishien_shisaku_r8hoshukaitei_17.pdf

確認日: 2026-08-15

こども家庭庁 | 令和6年度報酬改定Q&A Vol.5 問3(常勤加配者の病欠・有休)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/381da726/20240607_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_104.pdf

確認日: 2026-08-15

こども家庭庁 | 現行届出様式(別紙62を含む・令和8年8月4日改正)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cae840ab-0405-45cb-866b-df839469ff37/7bfc6064/20260804_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_kasan_43.xlsx

確認日: 2026-08-15

事業所類型、基準人員、職種・経験・兼務、常勤換算、届出区分、請求コードの個別判断は、指定権者・管轄国保連へ最終確認してください。
株式会社INU(ROOTS運営)は行政機関ではありません。